



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 0 2 号

令和5年(2023年)2月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について ( " ) 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定 について ( " ) 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の 廃止について ( " ) 4
○令和3年告示第134号(金沢市伝統的建造物 群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建 造物群保存地区の保存に関する計画を定めた ことについて)の一部改正について (歴史都市推進課)	3	○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課) 5
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	● 農 業 委 員 会 告 示
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 名称の変更について ( " )	3	○令和5年第2回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 5
		● 公 営 企 業 告 示
		○下水道法の規定に基づく事業計画の変更につ いて (建設課) 5

## 告 示

### ●金沢市告示第45号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場  
 金沢市営十間町自転車駐車場

- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営堅町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数  
自転車 122台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
令和5年1月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市二口町ニ24番地5  
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所  
日時 令和5年2月22日から同年5月21日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第46号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
金沢駅前自転車等放置禁止区域	原 動 機 付 自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
上荒屋6丁目地内	自 転 車	1台
彦三町1丁目地内	自 転 車	1台
久安2丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
寺中町地内	自 転 車	1台
長土塀1丁目地内	自 転 車	1台
円光寺3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
令和5年1月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
令和5年2月22日から同年8月21日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第47号

令和3年告示第134号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

第1項第1号イ中「51棟」を「47棟」に改める。

第3項第1号中「、苑内の西内惣構を含め公園として整備されているが、将来的には西内惣構を復元し、苑内の適切な修景を実施するとともに、防災拠点として位置づけ、整備に努める」を「西内惣構跡主計町緑水苑内遺構」を含めた緑地として利用されているほか、防災拠点として位置づけており、順次整備を実施していく」に改める。

第5項第2号中「防火水槽や消火栓のポンプ室等の消防設備の設置場所とする」を「防火水槽等の防災施設を整備する」に改める。

別表第3中

2	環49	樹木	17本	金沢市主計町（浅野川畔）	を に
2	環49	桜並木	約190メートル	金沢市主計町（浅野川畔）	

改める。

別図第1を次のように改める。

別図第1 保存地区の範囲

（別図第1は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別図第2を次のように改める。

別図第2 伝統的建造物に係る図面

（別図第2は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別図第3を次のように改める。

別図第3 環境物件の位置及び範囲に係る図面

（別図第3は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

●金沢市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション あおはる	金沢市四十万3丁目102番地	令和4年10月1日
なるわ薬局	金沢市鳴和1丁目20番14-1号	令和5年1月1日

●金沢市告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
医療法人社団 おおや医院	医療法人社団 ルークス会 みどりクリニック	金沢市上安原2丁目108番地1	令和5年1月1日

## ●金沢市告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーション マザーリーベ	金沢市沖町口19番地5 フォーブルⅢ 102号室	令和3年8月31日
みどり薬局	金沢市高尾南2丁目183番地	令和4年12月16日

## ●金沢市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	所在地		
1710120989	金沢桜町齊藤 内科クリニック	金沢市桜町19 番23号	医療法人社団 齊藤内科ク リニック	金沢市桜町19 番23号	令和4年 10月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
1740144595	グリーン増泉 薬局	金沢市神田2 丁目1番10号	有限会社ヤマ トメディカル	富山市今泉 301番地1	令和5年 3月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

## ●金沢市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事 業 所		事 業 者		廃 止 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	所在地		
1740142045	メディ菊川薬 局	金沢市菊川1 丁目17番15号	株式会社メデ ィ	金沢市平和町 3丁目7番2 号	令和4年 12月31日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第53号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正します。

令和5年2月21日

金沢市長 村 山 卓

第4項の表中

1	卯辰山公園	金沢市末広町、卯辰町、東御影町、豊国町、常盤町、観音町3丁目、鳴和町、子来町、東長江町及び鈴見町の各一部	金沢市都市整備局緑と花の課に保管する区域図による。	大正3年 2月1日	平成31年 3月30日	を に
1	卯辰山公園	金沢市末広町、卯辰町、東御影町、豊国町、常盤町、観音町3丁目、鳴和町、子来町、東長江町及び鈴見町の各一部	金沢市都市整備局緑と花の課に保管する区域図による。	大正3年 2月1日	令和5年 2月21日	

改める。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和5年第2回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月21日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

- 1 日時  
令和5年2月24日午後3時
- 2 場所  
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (4) 非農地証明願について
  - (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
  - (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
  - (7) 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

令和5年2月21日

1

- (1) 事業名  
金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業
- (2) 変更内容
  - ア 事業期間の延伸
  - イ 変更に係る予定処理区域  
金沢市浅野本町、浅野本町2丁目、磯部町、今町、沖町、乙丸町、上辰巳町、河原市町、岸川町、北森本町、京町、小坂町、才田町、神宮寺1丁目、太陽が丘1丁目、太陽が丘2丁目、太陽が丘3丁目、田上本町、田上町、高柳町、忠縄町、田中町、銚子町、塚崎町、月影町、利屋町、八田町、深谷町、福久町、普正寺町、二日市町、牧町、松寺町、湊1丁目、南森本町、弥勒町、元町1丁目、元町2丁目及び森山2丁目の各一部
- (3) 工事の予定年月日  
昭和37年3月31日から令和10年3月31日まで
- (4) 縦覧期間  
令和5年2月21日から同年3月7日まで
- (5) 縦覧場所  
金沢市企業局建設課

2

- (1) 事業名  
金沢都市計画下水道事業 金沢市特定環境保全公共下水道事業
- (2) 変更内容  
事業期間の延伸
- (3) 工事の予定年月日  
平成8年12月25日から令和10年3月31日まで
- (4) 縦覧期間  
令和5年2月21日から同年3月7日まで
- (5) 縦覧場所  
金沢市企業局建設課